

部会ニュース「6-39」を発行しました。

■訪問系サービス、外国人も就労可能へ 厚労省

- ・厚生労働省は 19 日、外国人介護人材に関する検討会の会合で、示した中間取りまとめ案に、訪問系サービスでの外国人の就労を認める考えを盛り込んだ。
- ・訪問系サービスに関しては、居宅における生活支援をする介護者が利用者に 1 対 1 で業務を行うことが基本である点や、コミュニケーション面、外国人の権利擁護への配慮、指導面で適切な体制を取ることが難しいことなどを理由に現状、EPA 介護福祉士候補や技能実習・特定技能の外国人が行うことはできない。
- ・厚労省は、訪問介護事業者へ、5 つの遵守事項と、事前に巡回訪問などの実施機関に必要書類を提出することで、外国人の就労を認めることとした。
5 つの遵守事項は
 - ▽訪問介護サービスの提供責任者などによる一定期間の OJT
 - ▽外国人介護人材のキャリアパス構築に向けたキャリアアップ計画の作成
 - ▽ハラスメント防止のための対応マニュアルの作成ーなど。
- ・また、技能実習生を受け入れる施設系介護事業所の要件を緩和する。現行では、事業所開設から 3 年以上経過していないと技能実習生を受け入れることができない。
このため、厚労省は、事業所の母体となる運営法人が設立から 3 年以上経過していれば、新設の事業所でも受け入れができるようにし、介護人材不足の軽減につなげたい考えだ。
- ・また、設立 3 年未満の運営法人については、サポート体制の構築を条件に、技能実習生の受け入れを可能にする。具体的には、▽外国人への研修体制の確保 ▽事前に職員やサービスの利用者などに外国人の受け入れについて説明会を設けるーなど。
- ・構成員からは、介護現場の人材不足は深刻であり、介護事業者の倒産も相次ぐなど経営環境は厳しさを増していることから、厚労省案を踏まえた早期の制度施行を求める声が複数挙がった。
- ・また議論の中で、外国人本人の希望で職場を変える「転籍」にも言及された。14 日に改正出入国管理法などが成立し、これまでの外国人労働者の技能実習制度にかわり、「育成就労制度」が新設。育成就労制度では、原則 3 年は認められなかった転籍が 1-

2年に緩和される。このため、構成員からは「これまで以上に地方から都市部へ人材が流出するのではないか」という懸念が示された。

- ・これに対し、別の構成員からは「地方は都市部よりもリビングコストを低く抑えられるなどのメリットもあり、各自治体のプロモーション努力や外国人介護人材に対してプラスとなる仕組みを整備するなどで人材の確保は可能ではないか」との意見が出た。

※詳細は下記の資料をご参照ください。

第7回外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会 資料

令和6年6月19日（水）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40808.html